

日本結核病学会の法人化について

常務理事・将来計画委員長 森下 宗彦
(愛知医科大学メディカルクリニック)

このたび、日本結核病学会は一般社団法人として平成23年3月28日に設立登記され、晴れて法人格を取得致しました。これも、ひとえに会員の皆様の長期間にわたる御指導、御努力、御協力の賜物と感謝し、御礼申し上げます。

大正12年1月27日の北里柴三郎先生による学会創立以来、本年3月27日まで本学会は法律上は任意団体であり、法的には人格を認められていませんでしたので、権利も擁護されておられません。例えば、学会の銀行口座は日本結核病学会理事長の名前での登録でしたので、銀行の扱いとしては理事長の個人資産と同等とみなされていました。理事長が交代する度に、理事長本人が住民票と運転免許証を持って東京の銀行窓口に向いて名義変更をする必要がありました。しかし、現在では、学会名義の銀行口座が取得でき、理事長の交代に際しては、理事長がわざわざ銀行窓口に向く必要がなくなりました。

法的に人格を持つということは社会的に学会が認知されることですので、学会の社会的ステータスが上がることを意味しています。今年から始まった結核・抗酸菌症認定医・指導医認定制度は、任意団体として行うより、ずっと社会的信用が増すことになります。

学会の法人化は、以前から検討されてきましたが、当時は法人化するには明治29年に制定された民法による民法法人（公益法人とも呼ばれた）しか法律に規定がありませんでした。民法法人の設立には、国・都道府県などの主務官庁の許可が必要でした。また、許可の前提としての公益性の判断基準が不明確でした。（担当する役人の裁量範囲が大きいので、設立の見込みが不明確でした。）

平成10年にNPO法人法が制定されて、この点が緩和され、いくつもの学会がNPO法人になりましたが、主務官庁の監督下にある点は変わらないので、公益性の認定がデメリットとなり、本学会がNPO法人化に踏み切るには至りませんでした。

大きな転機は、公益法人制度が見直され、平成20年12月1日から「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「一般法人法」と略します）」が施行されたことでした。一般社団法人の特徴は、①法人格の取得と公益性の判断を分離したこと。町内会、同窓会、サークル等の共益的な事業を行う団体でも設立でき、また、収益的事業も行うことができる。②社員や設立者に剰余金を分配しないこと。③準則主義（登記）により、簡便に法人格を取得できること。の3つです。この法律により、一般社団法人・一般財団法人の制度は営利を目的としない法人制度の基本形になりました。

以前とは異なり、設立時の主務官庁の許可は必要なく、設立後も法人の業務・運営全般についての主務官庁の監督の制度はなくなったので、役人の不必要な干渉を排除でき、我々の自由な活動が保証されるようになったのです。

一般社団法人の「社団」という意味は構成員（社員）が存在するという意味で、複数（2名以上）

の社員の存在が必要です。本学会の法律上の社員は「代議員」(旧, 評議員)です。従って, 代議員会(旧, 評議員会)が法律上の「社員総会」となり, 本学会の意思決定の最高機関です。一般法人法第5条には名称に「一般社団法人」の語句を入れることと規定されているので, 本学会の正式名称は「一般社団法人日本結核病学会」となりました。

法人化に伴い, 会則が定款に変わりましたので, 各種規則, 細則, 規定などを定款に合わせて見直す作業が必要となります。これからも会員の皆様の御指導, 御協力を御願ひ致します。